

郡山市第三次環境基本計画策定検討委員会設置要綱

平成29年1月4日制定

平成29年4月1日最終改正

[生活環境部生活環境課]

(設置)

第1条 本市における環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした郡山市第三次環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するため、郡山市第三次環境基本計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 環境基本計画の素案の作成に関すること。
- (2) その他環境基本計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長には郡山市副市長の事務分担等に関する規則（平成27年郡山市規則第29号）第2条に規定する生活環境部に属する事務を担当する副市長を、副委員長には生活環境部長をもって充てる。

3 委員には、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 委員会に、環境基本計画の策定について次に掲げる事項を処理するため、幹事会を置く。

(1) 環境基本計画に係る専門的な調査及び検討に関すること。

(2) 環境基本計画の素案の骨子の作成に関すること。

2 幹事会は、別表第2に掲げる課等又は幹事長が別に指定する課等の所属長が推薦する者をもって組織し、生活環境課長が幹事長となる。

3 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

4 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の審議の経過及び結果について委員長に報告しなければならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、生活環境部生活環境課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成29年1月4日から施行し、環境基本計画が策定されたときは、その効力を失う。

(郡山市第二次環境基本計画改定検討委員会設置要綱の廃止)

- 2 郡山市第二次環境基本計画改定検討委員会設置要綱（平成20年5月1日施行）は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

総務部長、政策開発部長、財務部長、税務部長、市民部長、文化スポーツ部長、保健福祉部長、こども部長、農林部長、産業観光部長、建設交通部長、都市整備部長、上下水道局長、教育委員会事務局教育総務部長、教育委員会事務局学校教育部長、農業委員会事務局長

別表第2（第5条関係）

部局	課等
総務部	総務法務課、防災危機管理課
政策開発部	政策開発課
財務部	公有資産マネジメント課
税務部	市民税課
市民部	市民・NPO活動推進課、市民安全課
文化スポーツ部	文化振興課
生活環境部	清掃課、廃棄物対策課、原子力災害総合対策課、環境保全センター
保健福祉部	保健所生活衛生課
こども部	こども育成課
農林部	農業政策課、園芸畜産振興課、農地課、林業振興課
産業観光部	産業政策課、観光課、産業創出課
建設交通部	道路建設課、道路維持課、総合交通政策課、河川課、建築課
都市整備部	都市計画課、公園緑地課、開発建築指導課
上下水道局	総務課、浄水課、水道施設課、下水道整備課、下水道保全課
教育委員会事務局 教育総務部	総務課、生涯学習課、中央公民館
教育委員会事務局 学校教育部	学校管理課、学校教育推進課
農業委員会事務局	農業委員会事務局